

太陽光発電設備に関する報告徴収の結果について

平成26年2月14日
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部

1. 報告徴収の概要

(1) 対象

平成24年度中に認定を受けた運転開始前の400kW以上の太陽光発電設備(4699件)。

(2) 内容

法令上の認定要件が、「発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること」となっていることから、①土地の取得、賃貸等により場所が決定しているか、②設備の発注等により設備の仕様が決定しているか、等について確認。

(3) 結果

平成26年1月末時点の集計結果は別表の通り。

2. 今後の対応

(1) ①、②ともに未決定の案件

本年3月を目途に、順次、行政手続法に基づく聴聞を開始。聴聞においても①、②が未決定と認められた案件は、認定を取り消す。

ただし、電力会社との接続協議が継続中のもの、及び、被災地域であり地権者の確定や除染等に時間を要しているもの、については、今回聴聞の対象とせず、2. (2)と同様に扱う。

注1) 報告が未提出であり、①、②の決定が明らかにされなかった案件については、①、②ともに未決定であるものとして取り扱う。

注2) 今回の聴聞対象は、件数ベースで14%、出力ベースで23%となる。

(2) ①、②のいずれかのみが決定済みの案件

本年8月31日までに①、②ともに決定済みと確認できないものについては、順次、行政手続法に基づく聴聞を開始。聴聞においても①、②ともに決定済みとは認められなかった案件については、認定を取り消す。

3. 今後の認定の運用について

今後(26年度)の設備認定については、総合資源エネルギー調査会の下に設置することとなる新エネルギー小委員会買取制度運用ワーキンググループにおいて、その運用のあり方について検討。

(別表)

運転開始済		1,049件 (22%)	/	110万kW (8%)	
設置断念		419件 (9%)	/	90万kW (7%)	
未 運 転 開 始	場所及び設備 ともに決定	1,588件 (34%)	/	394万kW (30%)	
	場所又は設備の いずれかのみが決定	784件 (17%)	/	258万kW (19%)	
	場所及び設備の いずれも未決定	接続協議中・ 被災地 (※1)	187件 (4%)	/	177万kW (13%)
		上記以外	571件 (12%)	/	288万kW (22%)
未提出等 (※2)		101件 (2%)	/	15万kW (1%)	
合計		4,699件		1,332万kW	

※1 「接続協議中・被災地」とは、電力会社との接続協議が継続中、被災地域であり地権者の確定や除染等に時間を要している案件。

※2 「未提出等」とは、未提出案件に加え、形式的に不備があり内容の確認が行えない案件、又は設備設置を断念すると回答しているにも関わらず廃止届出を提出していない案件。